

## 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレを始め、欧州や中国向け需要の低下による輸出の減少などの影響を受け、依然として厳しい状況が続き、2012年10 - 12月期の中小企業景況調査では、製造業を中心に、「中小企業の業況は、引き続き足踏みが見られる」としており、また、商店街の活気も同様に低迷している状況にある。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すためには、地域の活性化が不可欠であり、そのためにも、中小企業に対しては、単なる金融支援だけでは不十分で、経営改善につながるような支援施策などの再生・活性化策が急務である。

こうした中、昨年8月に施行されたいわゆる「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や金融機関、税理士などを経営革新等支援機関として認定し、経営支援体制を構築するとされた。

今後は、この制度を十分に機能させ、中小企業の経営改善を図り、特に、地域の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、地元中小企業の主体的な取組と経営再建意欲を促すような支援体制を強化することが重要であり、また、経営革新等支援機関による商店街活性化戦略が商店街組織の新たな展開を示すことも期待されることである。

よって、国におかれては、次の事項について早急な対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 全国的な中小企業支援ネットワークや経営革新等支援機関の整備を図るなど総合的かつきめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底及びフォローアップに万全を期すこと。
- 2 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。
- 3 経営革新等支援機関によるコンサルティング機能が商店街の組織力強化につながるよう支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

経済産業大臣